第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

<table>
<tr><td colspan="2">処分の内容</td><td colspan="3">住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録抹消</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td colspan="3">住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律　第15条第1項</td></tr>
<tr><td rowspan="3">処分基準</td><td colspan="4">■有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。)
□無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="4">公表　■する　□しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="4">【内容】(※処分基準を公表する場合のみ記載すること。)

(登録の抹消)
第十五条　都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第八条の登録を抹消しなければならない。
一　前条第二項の規定により登録が効力を失ったとき。
二　第二十四条第一項又は第二項の規定により登録が取り消されたとき。
２　都道府県知事は、前項の規定により登録を抹消したときは、遅滞なく、その旨を、当該登録に係る登録住宅の存する市町村の長に通知しなければならない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">処分基準
設定年月日</td><td>平成29年10月25日</td><td>処分基準
最終変更年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="3">まちなみ共創部　まちなみ整備課</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

注　処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。